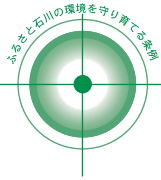


「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」 (産業廃棄物関係)について



～健全で恵み豊かな石川の環境を保全し、
将来の世代に継承していくために～

石 川 県



はじめに

産業廃棄物関係

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化、適正な処理、リサイクルの推進が強く求められています。産業廃棄物の適正処理については、廃棄物処理法が改正され、マニフェスト制度の拡大、排出事業者責任の強化等、規制内容はより厳しいものとなっています。また、建設リサイクル法や自動車リサイクル法などの各種リサイクル法も整備され、廃棄物を再資源化する取り組みも進められています。しかし、依然として、産業廃棄物の不法投棄や、処理基準に違反する不適正な処理が後を絶ちません。

このため、石川県では、リサイクルも含め、産業廃棄物の処理に対して、県民が信頼感を持ち、産業活動の基礎である産業廃棄物の処理が円滑に進められるよう、県内各地域の実情を勘案しながら、廃棄物処理法を補完し、適正処理を推進するため、排出事業者や土地所有者等の責務の履行を盛り込んだ規定を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の中に組み入れました。

今後は、廃棄物処理法及び本条例の運用並びに関連法令の規定を活用して産業廃棄物等の適正な処理を進め、地域の生活環境の保全・向上に努めていきます。

健全で恵み豊かな石川の環境の保全と将来世代への継承



そのためには

事業者の責務

最終処分が終了するまで責任を持つこと
県の施策への協力

産業廃棄物処理業者の責務

受託した処理業務の適正な遂行
県の施策への協力

土地所有者等の責務

土地の適正な管理
県の施策への協力

県の責務

適正な処理を推進するための施策の実施
適切な指導と支援



そのことにより

産業廃棄物等の適正な処理

生活環境等地域の環境保全



産業廃棄物を保管する事業者の方へ

(条例第85条関係)

・排出事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。また、非常災害のために必要な応急措置として保管を行った事業者は、保管を行った日から14日以内に届け出なければなりません。（令和2年3月26日改正）

本県における産業廃棄物の不適正な処理の事例を見ると、産業廃棄物の排出事業者による不適正な処理が全体の約90%を占め、そのうち、建設系廃棄物の不適正な処理が全体の約70%を占めています。

建設系廃棄物の不適正な処理を未然に防止するためには、県が廃棄物処理法の許可対象となっていない排出事業者の廃棄物保管場所の使用状況を把握し、排出事業者に対し、建設系廃棄物の適正処理を迅速に指導することが不可欠です。

このため、本条例により、産業廃棄物の保管場所の届出の規定を設けました。

届出対象となる産業廃棄物等は、次のとおりです。

(1) 届出対象となる産業廃棄物

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物

(2) 届出対象となる保管の場所の規模等

保管の場所の面積が200平方メートル以上であり、次のいずれにも該当しないもの。

- ・廃棄物処理法第12条第3項又は第12の2第3項の届出による保管
- ・産業廃棄物処理業者の施設において行われる保管
- ・廃棄物処理法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ・廃棄物処理法第12の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管
- ・PCB特措法第8条第1項の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

(3) 届出書の添付書類

- ・届出しようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- ・保管の場所の平面図及び付近の見取図

(4) 変更の届出

- ・届出事項を変更する場合、あらかじめ届出が必要です。なお、届け出た所在地又は面積に変更がある場合には、(3)の添付書類が必要です。

(5) 廃止の届出

- ・保管の場所を廃止した際には、廃止をした日から30日以内に届け出が必要です。

なお、届出対象かどうかに関わらず、産業廃棄物を保管する場合には、廃棄物処理法に定める保管基準(掲示板の設置や飛散防止など)を遵守する必要があります。





産業廃棄物等[※]を保管又は処分する方へ

(条例第86条関係)

- ・産業廃棄物等の保管又は処分のために、保管場所や処理施設に産業廃棄物等を搬入する場合のうち、このまま搬入が続けば適正な処理が見込めない時には、事態の悪化を防ぐため、産業廃棄物等を保管又は処分する方に対して、30日以内の期間を設けて搬入停止を命じることがあります。

この停止命令の間に改善措置を講じてもらうこととしています。

これは、事業者と産業廃棄物か否かの議論が長引くなど、迅速な指導が出来なかった結果、生活環境の保全に支障をきたしたり、容易に改善措置を講じることができなくなるほど事態が悪化することを防止するためのものです。

産業廃棄物等とは、

産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物（産業廃棄物でないと事業者が主張した場合であっても、県が社会通念に照らして、産業廃棄物である可能性があると判断したもの）を指します。



建設工事の発注者、元請業者の方へ

(条例第87条関係)

- ・建設工事の発注者の方は、工事に伴い発生する廃棄物を適正に処理できる費用を負担してください。

平成12年5月に公布された建設リサイクル法では、建設工事の発注者は、分別解体等や建設資材廃棄物の再資源化の促進に努めなければならないことになっています。このため、発注者は、建設資材廃棄物を適正に処理することができる費用を負担するよう努めてください。

本県における産業廃棄物の不適正な処理の大部分を占める建設資材廃棄物の適正処理を進めていくためには、発注者の方々の協力が極めて重要です。

建設リサイクル法と本条例双方の適正な運用を図ることにより、建設資材廃棄物の適正な処理と再資源化を進めていくことを目指しています。

- ・元請業者の方は、建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の適正な処理が確保されるよう、下請負人の方に十分な指導監督を行ってください。
- ・元請業者の方の指導監督の不備により、下請負人の方が不適正な処理を行ったときには、場合によっては元請業者の方に改善措置を求めることがあります。

建設資材廃棄物の適正処理を推進していくには、建設工事はもとより、解体工事等も含めて工事全体を統括し、経済的にも上位者である元請業者の方が、下請負人の方への指導監督を徹底することが効果的です。

この基本的な考え方は、建設業法、建設リサイクル法においても「元請業者は、下請負人の指導に努めなければならない」旨の努力義務が規定されており、本条項は、当該法律の規定をより具体化したものです。



産業廃棄物の処理を委託する事業者の方へ

(条例第88条関係)

- ・産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする場合は、委託先の処理業者が産業廃棄物を処理するために必要な施設並びに知識及び技能を備えていることを実地に確認してください。
- ・産業廃棄物の運搬又は処分を委託した後は、定期的に委託業者の処理の状況を確認するよう努めてください。
- ・委託先で不適正な処理がなされていることを知ったときは、その委託先への搬入停止など必要な措置を講ずるとともに、不適正な処理の状況について、速やかに知事に報告してください。

近年、廃棄物処理法の排出事業者責任が強化され、委託した産業廃棄物処理業者が不適正な処理を行った場合に排出事業者にも処理責任が及ぶことがあります。こうしたリスクを避けるためにも、事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付に加え、委託先の処理能力、処理状況等について、実地に確認することが必要になっています。

事業者の方が確認する相手は、委託契約の相手となります。

- (1) 排出事業者については、運搬委託契約を締結する運搬業者及び処分委託契約を締結する中間処理業者又は最終処分業者です。
- (2) 中間処理業者については、中間処理後の産業廃棄物の運搬委託契約を締結する運搬業者及び処分委託契約を締結する中間処理業者又は最終処分業者です。

事業者の方が確認する事項は、次のとおりです。

- (1) 収集運搬を委託する場合は、運搬を委託する収集運搬業者の車輛や運搬容器並びにその事業者の知識及び技能
- (2) 処分を委託する場合は、処分を委託する中間処理業者、最終処分業者の施設並びにその事業者の知識及び技能

実際の委託時の確認事項の例は、次のとおりです。

- (1) 許可の内容と処理業者の処理実態が一致しているか。
- (2) 委託先の処理業者の処理施設の規模や能力が委託内容と比べて十分か。
- (3) 廃棄物の管理は適切か、過剰保管等の不適正な状況はないか。
- (4) 処理施設や保管場所の清掃が行き届いており、周辺環境に配慮しているか。
- (5) 業に係る講習会を修了しているなど、事業を的確に行う知識、技能を有しているか。

土地を所有、占有又は管理している方へ

(条例第89条関係)

- ・県内で土地を所有、占有又は管理している方は、その土地が産業廃棄物の不適正な処理に利用されないように、日頃から使用状況の確認等の管理に努めてください。
- ・万一、不適正な処理がなされたことを知ったときには、速やかにその旨を知事に報告するとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるよう努めてください。

本県における産業廃棄物の不適正な処理の事例を見ると、土地を所有、占有又は管理している方が、産業廃棄物の不適正な処理を行った者に安易に土地を貸したり、遠隔地に居住しており、土地の使用状況等の管理を十分に行っていなかったために、その土地が不法投棄等に悪用されてしまったケースがあります。

このようなことを未然に防止するために、土地を所有、占有又は管理している方は次の点にご注意ください。

- (1) 土地を使用させる場合に、必要に応じて産業廃棄物の適正な処理をするよう契約書に記載しておく。
- (2) 産業廃棄物を投棄されないよう日頃から現場を確認する。
- (3) 遠隔地の場合には地元の方に管理を委託する。
- (4) 必要に応じて周囲に柵等を設ける。
- (5) 不適正な処理が行われたときには、県から土地を所有、占有又は管理している方に再発防止対策を講じることを求める場合があります。

指定有害副産物の生成及び保管の禁止について

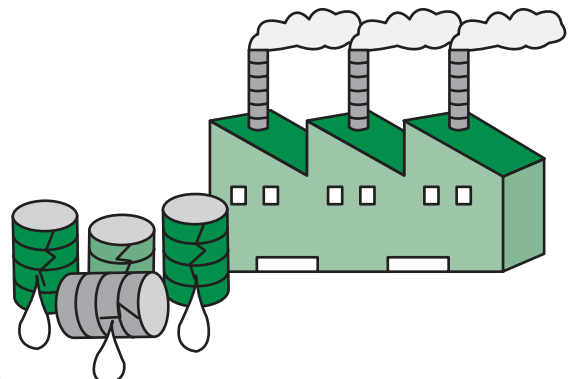
(条例第94条関係)

- ・指定有害副産物（硫酸ピッチ）の生成及び保管を原則禁止します。
- ・生成又は保管の禁止に違反した場合には、生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行います。

近年、不正軽油の製造過程で排出される油と酸の混合物で、腐食性、毒性の強い「硫酸ピッチ」の不法投棄などが県内の3箇所で発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えました。

このようなことのないように、生成若しくは保管が適正に行われなかった場合に、地域における生活環境の保全はもとより県民の平穏な生活の確保に重大な支障を生じ、又はそのおそれがある物として定めたもの（指定有害副産物）については、何人も学術研究や検査若しくは試験又は適正な事業活動として行う場合を除きその生成、保管を禁止することとしました。

県内の不適正処理事案を勘案し、「硫酸ピッチ」を指定有害副産物に指定しました。



☆適正な事業活動とは、

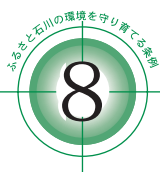
生成又は保管に関する行為が廃棄物処理法、地方税法、消防法などの関係法令に違反するものではなく、指定有害副産物を適正に処理するために要する費用が留保されていること。

※費用留保の条件は、万一、不適正な処理が発生しても、確実に且つ速やかに原状回復を行え、生活環境の保全を確保するために要する資金が確実に留保されていること。



7 罰則、公表

違 反	刑 罰 等
第92条、第98条 (1) 条例（産業廃棄物の適正処理関係）に基づく勧告違反 (2) 廃棄物処理法、条例（産業廃棄物の適正処理関係、指定有害副産物関係）規定違反の告発	氏名等の公表
第258条 指定有害副産物の生成中止命令、撤去等の措置命令違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第260条 産業廃棄物等の搬入停止命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第264条 (1) 指定有害副産物関係の報告義務違反、虚偽報告 (2) 指定有害副産物関係の立入検査・収去の拒否等	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
第272条 産業廃棄物保管場所の届出義務違反	5万円以下の過料



8 適用地域

- (1) 産業廃棄物の適正処理に関する項目 ①～⑤ 金沢市を除く市町村
- (2) 指定有害副産物に関する項目 ⑥ 金沢市を含む市町村



9 施行期日

- (1) 産業廃棄物の適正処理に関する項目 ①～⑤ 平成16年10月1日（令和2年3月26日 一部改正）
- (2) 指定有害副産物に関する項目 ⑥ 平成16年6月1日

問い合わせ先一覧

本条例に関する問い合わせ先住所、連絡先は下記のとおりです。

なお、産業廃棄物保管場所の届出先は、保管の場所の所在地を所管する保健福祉センターの産業廃棄物監視機動班又は県庁生活環境部資源循環推進課となります。

問い合わせ、届出先	所在地・連絡先	保管の場所の所在地
石川県 資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1474 FAX 076-225-1473	金沢市を除く県内全域
南加賀保健福祉センター 産業廃棄物監視機動班	〒923-8648 小松市園町又48番地 TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805	小松市、加賀市、能美市 川北町
石川中央保健福祉センター 産業廃棄物監視機動班	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地 TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257	白山市、かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町
能登中部保健福祉センター 産業廃棄物監視機動班	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9 TEL 0767-53-2482 FAX 0767-53-2484	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町
能登北部保健福祉センター 産業廃棄物監視機動班	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4 TEL 0768-22-2011 FAX 0768-22-5550	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

(令和2年4月1日現在)

このパンフレットに関するお問い合わせは ...

石川県生活環境部資源循環推進課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1474・FAX 076-225-1473
email: sanpai@pref.ishikawa.lg.jp